

平成 27 年度山形県環境審議会第 2 回自然環境部会 議事録

- 1 日時 平成 27 年 10 月 19 日（金）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
- 2 場所 山形県自治会館 401 会議室
- 3 出席者等（敬称略）

（1）出席委員及び特別委員

（委員）幸丸政明（部会長）、阿部武志、加藤丈晴、佐藤景一郎、野堀嘉裕、林田光祐、早野由美恵、三浦秀一、皆川治、山崎多代里、横山 潤、渡辺理絵、（江成はるか）

（特別委員）東北森林管理局長 瀬戸宣久（代理：山形森林管理署長 高野憲一）、東北地方環境事務所長 坂川 勉（代理：国立公園課長 佐々木真二郎）（東北農政局農村振興部長 米田博次、東北経済産業局長 守本憲弘、東北地方整備局長 川瀧弘之）※（ ）委員は欠席

- （2）事務局 環境エネルギー部みどり自然課長 高橋 正美
課長補佐（環境影響評価・温泉保全担当） 福島 弘幸
課長補佐（自然公園担当） 加藤 雄祐
環境影響評価主査（兼）温泉保全係長 大高 岳史
主 査 佐藤 慎二
庄内総合支庁保健福祉環境部環境課
環境企画主査 安食 哲郎

4 議 事

- （1）開 会
- （2）挨 拶

高橋みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

（3）部会の成立

委員総数 18 名のうち 14 名が出席しており、山形県環境審議会条例第 6 条第 7 項で準用する第 4 条第 3 項の規定により、定足数に達していることが報告された。

（4）議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に加藤委員と佐藤委員が指名された。

（5）審議事項

西遊佐風力発電事業について

事務局： 事前配布資料及び当日配布資料により説明。

幸丸部会長： 御質問、御意見をお願いします。

横山委員： 今回の計画について、環境影響評価書で影響が少ないと判断されているが、影響がないわけではないので、公園の価値を減じないことを評価書の中で明示しないと、国定公園内の計画の評価書としては不十分だと思う。そういうことは、環境影響評価の中で記載が義務付けられているものではないと思うが、国定公園の第 3 種特別地域内で計画されており、公園の価値を減じないことを明確に示して

いかないといけないと思う。そういう視点が不足しているのではないかと思う。

幸丸部会長： 優れた自然の風景地の価値を認めて自然公園として指定しているところにおいて、影響は少ないということで全く価値を損ねないということが担保されるのかどうかという意見である。

事務局に確認するが、手続き的にはこの審議会の意見を踏まえて、環境省に協議し、その結果を踏まえて最終的に許可、不許可の判断をするということか。

事務局： そうなる。

幸丸部会長： 協議を受ける環境省の判断が求められるということになる。

横山委員： 植栽計画について、在来種を植栽することで環境影響の低減を図ろうとしているが、よもやハマナスを他所から持ってきて植えるということは考えていないと思うが、少なくとも同種であればいいという発想は自然公園区域では成り立たないと思う。その場に合ったものから育苗するとか、表土利用する必要がある。今回は、表土利用はできないということだが、県から表土利用するよう事業者を従わせるくらいのことがあってもいいと思う。それができないのであれば、ハマナスをどこかに置いておき、植え直すなども検討していただきたい。全く縁もゆかりもないハマナスを植栽しても、自然公園の保護にならないので配慮して欲しいと思う。

幸丸部会長： 自然公園の中では、当然その地域に生育しているものをなるべく植えるということが方針としてある。必要があれば条件として環境省から示されるのではないかと思う。

佐々木委員代理： 環境省本省で検討しているが、今後、国立公園等の中で緑化をする場合等に、植生保護のためにどういう考え方で種を取り扱うのか整理しているところである。例えば、同じススキを植えるにしても、中国産のススキの種子を植えると遺伝的な攪乱を招くことが懸念される。国立公園等の中で緑化する時は、基本的にはその地域にあるものを増やして、また戻す等の手法を推奨する方向で取りまとめられると思う。今後、通知されると思うので参考にして欲しい。

幸丸部会長： そのような意見も踏まえて環境省と協議してほしい。事務局に確認するが、環境省と協議した結果については、部会に対して報告はあるのか。

事務局： まだどうするか決定していないが、委員の皆様へ報告することで検討させていただきたい。

幸丸部会長： 部会の委員の皆様には、協議の結果は報告して欲しい。

林田委員： 一番気になるのは植生回復で、以前よりかなり配慮された内容だが、盛土、切土したところにはハマナスとアキグミを植えることになっている。先ほど遺伝に関する話があったが、アキグミもハマナスもこの場所に元々あったものではなく、植えられたものだと考えられ、難しいかと思う。それに比べると、評価書の中で評価されているコウボウムギとハマニンニクの在来の群落がわずかに残っており、それを破壊しないように配慮されているのはいいと思う。それ以外にオオハマガヤ（※別称アメリカハマニンニク以下同じ。）がある。オオハマガヤは、在来種のハマニンニクと非常によく似た種であり、かつてはオオハマガヤをハマニンニ

クと思って植栽したものだろうと思う。増殖しやすいため、砂草として導入したと思うが、庄内海岸にかなり増えている状況である。オオハマガヤは確かに砂を抑える効果がハマニンクより高いので、砂草の役割としては非常にいいが、生物多様性の観点から、外来種であり問題がある。こういう事業を国定公園の中で行う意味を考えると、事業を行う際に事業地周辺でオオハマガヤがかなり増えてハマニンクが非常に少ない場合は、できる限りハマニンクを増やし、オオハマガヤを排除していくような、追加の事後の生態系の修復を考慮していくべきだと思う。そこに国定公園の特別地域で事業を行う意味があるのではないかと思う。

事務局： 事業を実施する際に、在来種に入れ替えができればいい部分もあるが、この辺は事業者と相談し、出来る範囲で検討したい。

幸丸部会長： 在来種、外来種、導入種が入り混じっていて複雑で微妙な問題だが、国定公園の第3種特別地域の意味を考えて、慎重に事業を行う必要があると考えている。

関連して気になるのは、遊佐町の風力発電施設建設ガイドラインについて、風力発電が可能な場所として、国定公園第3種特別地域が入っている。本来、知事の許可を受けなければしてはならない地域であるが、遊佐町ではそこを風力発電が可能な地域としているため、事業者も可能だというふうを考える。その後丁寧な環境影響評価を行っているが、自然公園法がある意味でないがしろにされていることは問題だと思う。他の市町村でも同様のことがあれば、県として指導をお願いしたいと思う。

林田委員： 先ほどの事務局の回答について、すぐにここで回答できないのはわかるが、事業者と相談したうえでいいが、植生の事後調査は、植栽したものが定着するまでとされているが、定着の定義が難しく、植えて枯れなければいいということになると思う。ハマナスやアキグミ等を植えた場合に、アキグミはかなり茎が高くなるので、周辺のコウボウムギやハマニンクの群落に影響を及ぼすこともあり得ると思う。もう少し長期にモニタリングしていく必要があると思うので、出来れば付け加えてほしい。

幸丸部会長： 環境省が同意する場合でも、色々な条件が付加され得ると思うので、協議の際には言って欲しいと思う。

皆川委員： 少し違った意見がある。国立・国定公園の価値をできるだけ減じないようにすることは確かに必要かと思うが、他方で、風力発電施設の許可については、環境省令で許可基準が定められており、例えば野生動植物に重大な支障を及ぼす恐れがないものなどが規定されている。重大な支障を具体的にどういうことかを考えないといけないが、その価値を一切減じないという抽象的な概念だと、他の行政機関や事業者に対して過度な負担になるのではないかと懸念される。

また、横山委員からは、在来種の植生について表土を利用することを命じてもよいのではないかという発言があったが、そもそも事業者の権利を制限したり、義務を課す場合には法律の定めがないとできないということになる。先ほどの許可基準とも重なるが、かつて行政指導とか通達行政などと盛んに言われたが、根拠のないようなことで事業者に過度な負担を与えることはできないと思うので、その辺の発言はどうかと思う。

また、風力発電設置のガイドラインは全国的に定めている自治体は多くないが、酒田市も定めている。法的な拘束力があるものではなく、自然公園法をないがしろにしているというものではない。自然公園法の規制がある中でも、他法令の規制やガイドラインのような拘束力のない指針がかかるものであり、この点を事務局に言われても対応できないのではないかと思う。

幸丸部会長： ガイドラインは法的な効力がないので、自然公園のように法的な定めがあるものについては、ガイドラインを定める場合には、自然公園法を十分に配慮すべきだろうと思う。この部会での意見は、本県の自然環境を保全するという目的があるので、その実現のためにどういうあり方があるかという点について委員の意見は十分尊重し、それを受けて最終的な許可権者が判断する材料にしてもらえればいいと思う。

皆川委員： 事前の意見・質問で、東北地方環境事務所の坂川特別委員から出されている意見があるが、本来であれば準備書の段階で出されるべき意見と整理されている。進め方に疑問があり、公平を期すためにも期限を過ぎて出された意見の扱いについては、事務局で仕切って欲しいと思う。ここで出た意見に全て従っていかなければいけないような感じがするので、ルールに基づいて進めて欲しいと思う。

幸丸部会長： 環境影響評価の各段階の手続きを踏まえて、後出し意見という形にならないように進めるべきで、そこは事務局で整理して進めて欲しい。

山崎委員： 小さなことであっても、一度失われたものは取り返しがつかないものがたくさんあるので、この部会で多様な意見を述べることはあるべきことと思う。

幸丸部会長： そういう趣旨で進めている。自由に意見を述べていただき、最大限意見集約し、最終的な許可、不許可の判断につなげていければと思う。

阿部委員： 資料3で、許可基準を満たす場合は許可することができることされており、今回、国定公園内で風力発電施設が許可されれば、これからもこのような審議を行えば、国定公園内でも全ての許可基準を満たせば許可されていくことになるのか。

事務局： 建設する場所が一つずつ違うので、場所ごとに動植物や景観への影響等ケースバイケースの環境影響評価を行い、その結果、環境に対する影響が著しく大きくないとなれば、許可基準を満たすことになるので、許可することができる取扱いになる。

幸丸部会長： 補足するが、自然や生態系については色々な状況が違うので、明確な一線が引きにくく、総合的な判断が必要になる。一概にこの基準を満たせば許可するというわけではなく、総合的に判断して許可されることになる。

佐々木委員代理： 追加配布資料3の6の事務局・事業者の見解について、中央の風車については、1号機ではなく2号機でよいか。

事務局： 訂正をお願いします。

佐々木委員代理： 当方の意見については、事務局・事業者の見解のとおり準備書の段階で出すべきものと認識はしているが、その上であえて景観評価について、県の考え方を確認したいという趣旨で提出させていただいたものである。

国定公園内に風車を建てることについては、慎重に判断すべきと考えている。今回の風車は、高さが120m級ということで、国定公園内で許可されるとすれば

最大のものになるため、慎重な審査が必要と考えている。

大きな焦点としては、視点場からの風景について、どこを主たる視対象とし、どの方角を対象にするのか、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」にもある程度の示唆はあるが、はっきりと記載されていないところもあり、許可権者の考え方もあると考えている。今回県の考え方が示されたので、当方も県の考え方を理解でき、その考え方に基づき進められていることが分かった。

疑問に思うのは、歩道を利用するときには歩行者はどのような方向を見るのかということ。海水浴場の利用者と歩行者の利用形態は違うので、若干疑問に思うところもある。

野堀委員： 追加配布資料3の7⑤で、主な眺望方向は日本海となっているが、眺望が日本海の方角だけというのは、まずあり得ないと思う。この見解は事務局が提示されたものか、事業者が提示したものか。景観の専門の委員もいるので、眺望について教えて欲しい。

早野委員： 一般的に眺望は、ある特定の場所からその方向を見たときにどう見えるかということである程度定まると思う。360度の眺望もあり得る場合もあると思うので、この場合、日本海側だけと明言することはできないと思うがどうか。

事務局： 事業者による「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン検討報告書」のP49、P50に、十里塚海岸の眺望特性が記載されており、眺望対象としては庄内砂丘、日本海、南北へ連なる海岸線とされているが、主な眺望は日本海とされている。資料3の7-⑤の見解は事業者の見解である。

野堀委員： 了解した。

幸丸部会長： 眺望や風景は、個人的な主観もあるが、色々な観点から議論していければいいと思う。優れた自然の風景は大きな環境の要素なので、その点は当部会でも十分に議論し、妥当な意見形成をしていきたいと思う。

林田委員： 評価書のP277からの「6-4 地形及び地質」について、今回、掘削・盛土する箇所を平面図で表しているが、P283の予測結果の記載で、日向川の河口左岸の海浜部で今回建設予定と同じ型の風力発電機が建設され、4年経過した段階でほとんど変化がないので、この結果からも影響は非常に少ないということが記載されている。4年前に日向川に建設した風力発電機の影響による地形の変化が、同じだということは間違いないか。同じように掘削し、盛土して地形がある程度変化したうえで、日向川のところも変化が無かったととらえてよいか。本来、海岸部は場所によっては地形の変化が激しいので、この場所が変化していないのは砂草が非常にしっかりしているということだと思うが、それ以外にも地形そのものが違ったりしている可能性もあるかと思う。

事務局： 風力発電の基礎の形状は同じだと考えられる。事前に地形の変更があり、最終的には植生の植栽工を実施しながら植生の回復を図っていくということで、同じような植生の回復を図ったところではどのように植生が回復されているかという状況を見ていくことになる。周辺の砂浜の地形がどうなったかということまで考慮されたものではなく、改変したところを植栽工により植生復元したところ、

このように植生が回復されているものと理解して欲しい。

林田委員： 同じ植生工で実施した結果ということは分かったが、これだけ強い風が吹き、飛砂を受ける場所で、地形が若干違うだけで結果はかなり変わると思う。それを考えないで、ほとんど影響がないと予測しているのは疑問に思う。

幸丸部会長： 評価書の評価に関わることだと思うが、既存施設をパイロットケースとして引用しており、既存施設がこうだから同様に予測されるという点については、自然は少し違うだけで条件が違ってくると思うので、評価手法としては気になる。

加藤委員： 風力発電施設や再生可能エネルギーを推進する元々の動機は、地球温暖化を防止するため、引いては自然環境を守るために進めていると思っていた。国際的にもこのまま温暖化が進めば、守るべき対象の自然環境が減耗してしまうと言われている状況の中で、再生可能エネルギーを地域で率先して進めていくことは喫緊の課題と思っている。自然環境を守るためにも再生可能エネルギーの普及促進は重要と考えている。部会の中では、風力発電施設は、廃棄物を出す迷惑施設の工場を建てるような感じで議論されているように思われる。再生可能エネルギーを推進しつつ、在来種を活かしていくような地域の自然環境の取組みを同時に行い、なるべく再生可能エネルギー施設を進める前提で審議出来たらよいのではないかと思う。温暖化防止という考え方も前提に議論した方がよいと感じており、その上で進めるべきものとして風車があるのではないかと思う。風力発電を進めるという前提で、議論されているということでもいいのか。

幸丸部会長： 山形県の環境計画のエネルギー政策の議論した際に、地球温暖化防止のために温室効果ガスの削減や卒原発と言われる中で、当初は再生可能エネルギーの推進が強調され、自然公園の中でも特に風力発電は推進すべきだというニュアンスであった。温室効果ガスを削減することはもちろん必要だが、自然公園も守るべきものがあり、守るべきものも考慮しないで再生可能エネルギー施設の事業展開が第一だということによく考えなければいけないと部会として主張した経緯がある。その考え方の延長でこの部会での議論が続けられている。

加藤委員： 地球温暖化防止のために再生可能エネルギーを推進することが前提だが、無秩序に推進するのではなく、推進するに当たってのリスクを確認しようという場ということでもいいのか。

幸丸部会長： そう考えている。

事務局： 今回自然環境部会では、建設場所が自然公園内にあるため議論いただいている。自然公園の外であれば、環境影響評価を行う場合でも、この部会では議論しないことになる。守るべき自然公園があって、両方を見ながらどうしていくのかを、それぞれの立場から御意見をいただいているものである。

加藤委員： 地球温暖化防止のための国際的な枠組みのニュースが流れている中で、以前にも増して緊急的な課題だと報道されている中で、守るべきものがなくなってしまいかねないという危機感がある。国定公園であっても、可能な場所では進めていこうということで、地域の自然環境にとってより良いものにしていくための審議になればいいと思う。

幸丸部会長： 個人的見解であるが、議論の土台となっている環境影響評価には弱点があると

思っている。現在のアセスメントは、個別事業の環境に対する影響を評価するものであり、風力発電についての県全体の計画とか、地球温暖化防止とか、原発に頼らない社会など、社会的経済的なことまで考えた上でのアセスメントにはなっていないので自然公園の風景や環境要素への影響の有無という限定された議論になってしまう。原発に頼らない社会の構築、温室効果ガスの排出削減ができる社会を推進すべきであるということは、基本的に合意されているということを前提として総合的に判断していくべきだが、現行の個別事業アセスでは総合的判断が難しいのであれば、自然公園の指定目的である優れた自然の風景、環境をできるだけ守ることがこの部会では求められているのではないかと思う。

早野委員： 本県とは関係ないことであるが、今、世界各国で風力発電施設がどんどん立てられている。山全体に風力発電施設が建設されているところもある。

全体の背景からして今回の計画は進めていいのではないかと思うが、世界では景観を含めた全体計画から、個別の計画を考えていかなければならないとされてきている。住民訴訟が提起されているところもあり、広い視点から審議を進めていくのがいいのではないかと思う。

野堀委員： 環境影響評価審査会の委員も兼ねており、この中に何人かその委員の方がいるが、方法書、準備書、評価書を審議していくことが環境影響評価審査会の役割で、様々なことが議論される。その中に、自然公園法に関する手続きは審査に入らないので、これを考えるのはこの部会でしかできないことである。先ほど皆川委員から、環境省から提出された意見が後出しという指摘があったが、私はそうは感じない。環境影響評価に関わる議論であるが、自然公園法の手続きに関する部分については別な議論をしたほうがいいと思うが、それがこの部会の大きな役割と思う。

幸丸部会長： 環境影響評価法は手続法であるため、段階を踏んだ議論の結果は尊重されねばならないが、その過程で重要な問題の存在が明らかになれば、手続き上の手違いは手違いとして認めたくえで議論するべきだろうと思う。

皆川委員： 自然公園法に基づく許可の手続きを進めていくに当たり、適切な役割分担が大事ではないかと思う。加藤委員からは地球温暖化の関係で風力発電などの再生可能エネルギーの推進などの意見があったと思う。環境影響評価等もあり、色々と議論する場があって、それぞれ同じようなことを議論するというのは手続きを進める上では、事業者の負担もあると思う。この自然環境部会に課されていることは、自然公園法の許可について知事から意見を求められているということなので、色々な意見を言うことは必要と思うが、焦点をできるだけ見誤らないようにすることが重要かと思う。

幸丸部会長： 当部会では、知事の諮問に対して意見を答申し、その答申を踏まえて山形県が環境省と協議し、最終的に許可、不許可の処分を決定する。許可基準に該当する、しないということだけではなく、色々な視点から検討して総合的な判断ができるようにということである。環境省からは、国定公園の中では風力発電施設の高さが最大級となる最初の例になり得るので慎重な審査が必要ということがあったので、許可権者が総合的な判断ができるように、当部会の意見としてまとめて答

申したいと思う。

皆川委員： 確認したいが、特別委員については、具体的に一般の委員とどのような権限の違いがあるのか。

事務局： 山形県環境審議会設置条例に基づき、国の関係機関から意見をいただくために特別委員を設けている。一般の委員と同様に議決権を持っており、同じ扱いである。

皆川委員： 環境省東北地方環境事務所においては、国定公園の保護と地球温暖化対策等を含めた再生可能エネルギーの推進を両方とも推進していく立場だと思うので、ぜひ前向きな観点から助言をいただければと思う。知事が環境大臣に協議をするということになっており、そういう観点からは、環境省は許可の直接の利害関係者になっているかと思う。他の委員とは立場が異なっており、先ほど国定公園内においては風力発電の建設を慎重にしなければということだったが、この点は本当に環境省の中でそういう取扱いがなされているのか精査した上で発言していただきたいと思う。許可を受ければ設置はできるということであれば、当然守るべき自然環境がある一方、再生可能エネルギーの推進も環境省の大きな仕事だと思う。この場の発言を聞いていると、後ろ向きという感じがしており、特別委員ということで、同じような立場で審議に加わっていくことが適切なのか疑問に思う。

幸丸部会長： 特別委員は自然環境行政に関係のある官庁の出先機関で構成されている。それぞれの所管する法制度に基づく意見を述べたり、質問に答えるなどの役割があると思う。事務局の説明のとおり、他の委員と同格の立場で意見等をいただいている。環境省のそれぞれの部署として発言することはあり得ると思う。

皆川委員： 部会長の発言ではあるが、丸川環境大臣が推進しようとしていることと、地方の出先機関が推進しようとしていることがずれていることはあり得ないと思う。今回の意見は、環境省で進めている方向性に沿ったものなのではないかと思うが、私が思っていた環境省が推進していることとややずれがあるように思う。最終的には県との協議を行うということで、その受け手の役所になるので、今回は立場が違うという説明はないと思う。

幸丸部会長： 立場が違うということではなく、再生可能エネルギーが非常に重視されてきている中で、各地で太陽光発電や地熱発電が推進されている事情がある。その中で、今まで自然公園では、頑なに国立・国定公園の特別地域から地熱発電の新設は排除してきたが、その状況を変え、今の状況に合わせつつ自然公園を守る立場から色々なガイドラインを作っている。そこは一つの省庁として、全く同一の方向性を持っている訳ではなく、環境省の中でもそれぞれの立場があると認識している。役所として足並みをそろえなければならないというような言い方は、あり得ないと思う。

事務局： 東北地方環境事務所では、自然公園を所管されているほか、環境影響評価も関連がある。県としては、制度面から助言などをいただくために特別委員として参画いただいている。大臣協議については、東北地方環境事務所を通さずに、環境省本省と協議を行うが、本省の自然公園担当課からは、今回東北地方環境事務所からいただいた意見があるだろうということで、事前にそうした意見を提出して

いただいているところもある。事前にこういう意見が環境省本省との調整項目となることが分かったということもあり、これを参考にして、今後環境省との協議を進めていきたいと思っている。

佐藤委員： 再生可能エネルギーには、太陽光、風力、バイオマス、地熱などがあり、山形県環境計画に現状と課題が記載されている。風力発電の乱立は景観上の問題が出てくると思うが、県には太陽光や風力、バイオマスなどのエネルギーをどの位県内で推進するという計画はないのか。今回は国定公園の中での議論をしているが、民間の問題は県では仕切れない部分がある。バイオマスの場合は、森林資源の枯渇が懸念される。難しいかもしれないが、全体的な仕切りをしないと全体的な計画にはならないのではないかと思うがどうか。

事務局： エネルギーごとの目標はあるが、所管課が別になる。手元に資料がなく、この場でお答えできないので、意見はエネルギー担当課に伝えたい。

幸丸部会長： 山形県環境計画を策定した時に、エネルギー政策が風力発電推進の立場で自然公園の中に及んでくるという中で、全体のエネルギー政策がどのようになっているのか、地産地消や地域振興に役立てられるか等を含めて明らかでないという方向性は出てこないという疑問を部会として呈した。自然環境部会の立場として、再生可能エネルギーの推進はあるとしても、少なくとも守るべきところは守るところで収めた経緯がある。御指摘のとおり、その辺は総合的な立場から判断していただきたいと思う。

三浦委員： 山形県は環境計画とは別に、エネルギー戦略を策定している。バイオマスに関わっているが、風力よりバイオマスの方が有限な資源を活用しており、それぞれアセスメントしなければならないと考えているが、それはアセスの対象になっていない。山形県に限らず、二酸化炭素削減などで風力発電にかかる期待は世界的に大きい。ヨーロッパははるかに風力発電が進んでいる。反対意見があるというのが少数意見で、圧倒的な支持を得て風力発電を推進している。景観についてもヨーロッパははるかに日本より厳しく、総合的な判断をしている。風力が乱立しているのではなく、計画的に風力発電施設が建設されている。

山形県が進めていることは日本の方向性に合っており、まだまだ風力発電施設を建てて行かなければならない。もちろん、環境をないがしろにしてということでは決してなく、特に生態系については不可逆性が高いのでそれに対する配慮は非常に大事だと思う。自然環境に著しい影響があるかどうかを判断する必要があるが、一步も譲らないということでは、議論が進まないと思うので、その辺の加減、ある種の妥協が必要な場合もあると思う。

また、景観は主観的であり、見る人によって全く違う。数値的なもので判断するのは難しく、色々な人の意識調査等も本来必要かと思うが、そこまでは手続き上含まれておらず、時間的にも議論し尽くすことは難しい。県としては、エネルギー戦略を策定したという大きな流れがあるということも補足する。

幸丸部会長： 他に御意見はあるか。

林田委員： 再生可能エネルギーについては、基本的には賛成している。その上で、今回の海岸地域に建設することについては基本的に反対している。広い山形県の中で、

今回計画している海岸の草地は幅数十メートル、長さ30キロメートル程度の面積しかない。そのような狭い限られたところにしかない自然がある場所に、わざわざ風力発電施設を建設しなければならない必然性が分からない。アセスメントではあまり影響がないということだが、国定公園の特別地域に指定されている意味を考えれば、わざわざそこに建設しなければならないという必然性がどうしても理解できない。そこにしか建てる場所が残っていないという説明があれば納得もするが、これまでの議論では、最初から場所を絞り建てるというやり方になっている。そもそも、他に建てる場所がないのかという議論が置き去りにされたまま、個別の審議に委ねられているのが実情ではないかと思う。きちんと全体計画の審議をしたうえで、個別の審議を進めていくべきと思う。

三浦委員： 林田委員の意見に同感である。残念ながら、全体の計画を作る場が国レベルでもなく、山形県だけでできるものではないので、ぜひ環境省にやってもらいたいと思う。今回のような場所が風車にとって非常に有望な場所であり、それ以外にそれほどあちこちにあるわけではない。感覚的なものであるが、そういうことをデータで示して、情報提供してもらうことが一番分かりやすいと思う。

幸丸部会長： 環境省には過大な要望かと思うが、自然保護や再生可能エネルギー関連の部署があるので、できれば大所高所から指針などとして方向性を示してもらえばいいのではないかと思う。

今後同様の案件が控えており、そこにしか建てる場所がないのかという点も含めて、部会では色々な観点から審議していきたいと思う。他に何か御意見はあるか。環境面から懸念する意見、推進する意見もあったので、部会の意見として、私の方で答申文の案を調整させていただきたいと思う。再生可能エネルギーの事業展開ありきではなく、この部会としての立場を明確にするうえで、幅広で自由な議論ができるように担保を取っておきたいと思っている。この部会の意見としては、国定公園の中での事業を不許可にするというような環境影響評価における重大な瑕疵や重大な影響はなかったように思うので、付帯意見を付けた上でその方向で意見をまとめさせていただきたいと思う。その上で、委員の皆様には後日報告したいと思う。答申文の調整については、御一任させていただきたいと思うがいか

(異議なしの声)

御了解いただいたということで、審議を終了する。その他に、事務局からあるか。

事務局： 次回の部会を12月に予定しており、自然公園の公園計画に関することや鳥獣関係のイノシシ管理計画の策定について審議をお願いしたいと考えている。改めて日程調整をさせていただくので、よろしく願います。

幸丸部会長： 以上で本日の議事を終了する。

平成27年10月19日